

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第

卷六十三第

行發日一月二年八和昭

## 論叢

農業者と商工業者の租税負擔の均衡 . . . . . 法學博士 神戸 正雄

蓄積理論の修正 . . . . . 文學博士 高田 保馬

爲替心理説の社會學的評價の基本的理論 . . . . . 文學博士 米田庄太郎

## 時論

爲替相場と國內物價との關係 . . . . . 經濟學博士 谷口 吉彦

## 研究

平均利潤論 . . . . . 經濟學士 柴田 敬

職業上の社會的地位 . . . . . 經濟學士 岡崎 文規

船舶超過保險成立の根據について . . . . . 經濟學士 佐波 宣平

## 說苑

獨乙遠洋汽船漁船共有組合の内部組織 . . . . . 經濟學士 岡本 清造

百貨店の國民經濟上における意義 . . . . . 經濟學士 堀 新一

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

## 説苑

### 獨乙遠洋汽船漁業に於ける

### 漁船共有組合の内部組織

岡本清造

一

獨乙近代遠洋漁業は其成立當初から主として株式會社企業として營まれてゐるが、他方これと相並んで共同組合の一形態たる漁船共有組合が存してゐる。(左表参照) 漁業經營組織の類型を明かにし、其等諸類型の漁業經濟關係の分析を試みることを以て、水産經濟研究上當面の準備的な仕事としてゐる私は、以下この組合組織に就き若干の考察を加へようと思ふ。加之、後に附記する如く近時我邦にも漁業規模の擴大に伴ひ此種漁業組織が漸増の傾向にあり、且つ我邦漁業の現勢から推して此種組織の發達が近海・遠洋漁業の發展を

齎すべきものと見られてゐるのであるから、茲に獨乙のそれに就きて研究を試みることは必ずしも無用ではなからう。但本稿は獨乙漁業經濟全體との聯關に於て此組織を取扱はうとするに非ず、斯かる全體的理解に先つて要求せられる個別的研究を試みようとするに他ならぬ。遠洋漁業に於ける此漁船共有組合の組織は單に漁汽船所有關係の一であるのみでなく、自ら巨額の固定・流動資本を擁して賃漁業労働者を雇備し、其全漁獲物賣揚金を收得する漁企業經營の組織でもある。故にそれは、漁業生産部面を經過することによつて自ら増殖する資本の運動の組織として把握されねばならぬ。従つて此組織の個別的考察も、斯かる漁業資本が自ら機能し始めるに先つて一體として組成せらるゝ様式と、資本機能が具體的に顯れる内部的過程との二面を研究せねばならぬ、蓋近代經濟機構にあつては資本に就いて其機能と所有とは別個の範疇に屬するからである。併し、本稿は其考察を獨乙遠洋漁業に於ける資本のこの特殊な組成様式を明かにせんとする範圍に限る。

- 1) Brandt, L. O., „Die Entwicklung der deutschen Hochseefischerei in der Nordsee.“: Jahrb. f. Nationalö. & Statistik. III Folge 14 Bd. 1897, S. 116.  
十九世紀後半期以後の獨乙漁業發展を意味する。
- 2) 拙稿「燒津鯉漁業に於ける船仲組織」經濟論叢三四卷四號。

註、現存獨乙遠洋漁汽船隊の編制(一九二九)

全隻數三五六 (二五四(十八株式會社分屬)  
九八(各共有組合分屬))

漁汽船共有組合所屬漁汽船の分布狀態

| 漁 港         | 隻數 | 代表船主數 |
|-------------|----|-------|
| Wesermünde  | 六七 | 一二    |
| Bremerhaven | 一五 | 二     |
| Altona      | 一六 | 三     |

## 二

漁汽船共有組合は、株式とは異なる様式で小額資金の醸出を以て多數資本家が一體の汽船漁業の設立に參與する仕組を特徴とせる資本協同體にして、此等參與者は此漁企業財産に對して各々其持分に應じた共有關係に立つ。彼等は *Mitreeeder*, *Schiffspartner*, *Schiffs-freunde* と呼ばれ、各人の出資は漁船に對する持分 *Schiffspart* (*Part*) と呼ばれ、彼等の構成せる組合は *Partenreederei* (若くは單に *Reederei*) と呼ばれる<sup>3)</sup>。

近代汽船漁企業の一として此共有組合船主の成立し現存する主たる理由は次の二に要約せられる。——漁業規模の擴大に伴へる漁業資金殊に固定資金の嵩増と

獨乙遠洋汽船漁業に於ける漁船共有組合の内部組織

海洋漁業經營の特質たる高き危険を分散する必要と。

註、獨乙遠洋汽船漁業は最近次の如き起業資金を必要とする<sup>4)</sup>と計算せられてゐる。(但一漁汽船を單位とする)

|                              |           |      |
|------------------------------|-----------|------|
| 固定的漁業手段(汽船・漁具)               | 四三—四五〇〇〇〇 | R.M. |
| 流動的漁經營資金(出漁經費) <sup>5)</sup> |           |      |
| 北海出漁一航海                      | 六一八〇〇〇    | R.M. |
| 氷鳴出漁一航海                      | 八一〇〇〇〇    | R.M. |
| バント出漁一航海                     | 一〇—二〇〇〇   | R.M. |

斯の如く遠洋汽船漁業は、其全資金の約九六%以上が設備手段に固定化して高度の資本構成を有せる企業であるから、今や此巨額の資金を一資本家の投資に俟つことは困難となり、多數資本家の資金結合によりて始めて起業が可能である。加之、遠洋漁業の危険の高きことは、漁業への投資家をして資本危険の分散・資本收益の平均を得ようと努力せしめ、假令一資本家が能く獨力以て一漁船の建造資金を賄ひ得るとしても、彼は漁業收益不確定の事情に基き、一隻の漁汽船を一己の企業財産として所有するよりも寧ろ其資金を多數漁船に分割投下し、以て資本の冒す危険を分散し資本の享ける收益を確實ならしめようと努める。此等兩理由が、其意義に於て左程重要ならざる一聯の他の理由と共に、株式會社と相並んで此共有組合が遠洋漁業の一經營組織として存在せる根本

- 3) Jahresberichte über die Deutsche Fischerei, 1929, S. 26. Dr. Hugo Reineke, „Die Finanzierung der Partenreedereien in der Hochseefischerei“; Zeitschrift für Handelswissenschaftliche Forschung. 26 Jahrgang. 4 Heft. S. 169. に基く。但數字上理解し難き點あるも其儘にして置く。
- 4) 獨乙商法四八九條以下參照。
- 5) Dr. H. Reineke, a. a. O. S. 171.

的理由である。

されば少くとも現在では漁汽船共有組合は多數出資者間に其持分類に於て著き懸隔なきことを原則とし、組合員中少數者が優越的な持分を有する組織はこれを *stillen Reederer* と稱し、又二人の共同出資に成れる組織はこれを *Halbpartienreed.* と稱して、純粹の意義に於ける漁汽船共有組合と區別せられる。

三

漁汽船共有組合の内部組織を明かにするには、先づ多數組合員中此組合を組織するに當つて能動的役割を演ずる者即ち比較的多額の出資をなして特に秀でた地位を占める者の性質を明かにする必要がある。仍て先づ第一に組合設立發起人に就いて見よう。此組合は稀には組合設立を主たる目的とせる者によつて發起せらるゝこともあるが、多くは偶然的な發起人によるのである。而して、發起人の中には自ら抱ける資金の漁船への投下を一次的目的とはせず、組合設立後自ら其代表船主となり一定の永續的な収入を得むが爲に、組合

設立に能動的に參與する者もある。蓋、代表船主は船主業務を自ら擔當するに對して共有組合船主の漁業總収益の二分乃至三分を享けるが、而もこの代表船主手當金 (*Korrespondentredersprovision-od. heftige*) たるや、漁船の出漁すると否とに拘らず確定的なものとして彼に確保せられてゐるからである。故に此組合船主は此代表船主と爾餘の船主とより成り、後者は單に組合の收める漁業利益の持分に應じた配當を享ける *Dividend-entree* であるが、前者は代表船主手當金收得を目的とする特殊な船主である。然らば、組合設立發起人として能動的に働き、後に自ら代表船主と成る者は如何。

(一) 漁港所在の魚卸商、(二) 船長、(三) 魚仲買人、漁業用品商等が其主たるものである。

(一) 漁港所在の魚卸商が就中主たることは、獨乙近代遠洋漁業成立史の一頁がゲーステムニウデの魚商 *F. Pass* の名を印せるによつて窺知し得る如く、歴史的に最初の發起人の型をなし、漁港の魚商が自ら原始産業の中に押入れる過程を如實に示してゐる。現在でも代表船主中最多數を占めてゐる。(二) 第二の發起人部類として船長を擧げることが出来るが、彼は從

6) 此費目中に、石炭、燃料、氷、食糧品、入港料、漁夫勞賃、漁獲高歩金、下船疾病手當、漁夫募集費、諸組合費、漁船保險料、漁網綱索補給積立金、漁船修積立金を含む。

7) 組合約款に豫め約定せられる。Reinek, a. a. O. S. 173.

前船長たりしといふに止まり、今や代表船主となりて營利と陸上生活とを實現しようとするのである。即ち彼は最早自ら漁船を操り海上に漁撈活動を指揮するに非ず、組合船主を代表して商人的指導を職とするのである。(三)發起人中には更に漁港所在の魚仲買、船舶仲買、石炭商等商人が見出されるが彼等にあつては、第一の魚卸商と同じく、必ずしも船主業務引受のみが發起人たる本來の目的に非ず、後に説く如く自己の取扱商品の購買販賣の機會を確保せんとする商人的目的こそ彼等をして發起人たらしめる動機である。

巨額の資金を藏せる銀行特に漁港所在の銀行と雖も、纔に共同投資者を求めてゐる組合發起人と投資口を探してゐる公衆との仲介機關として役立つに過ぎず、一般に自ら藏する資金を以て積極的に組合設立を發起することはない、何者、此組合は其企業形態の特殊なると設立事務の簡易なるため銀行にとつて設立者としての有利な活動をなす舞臺を開いてゐないから、と言はれてゐる。<sup>8)</sup> 此點から見ても、此組合船主の組織は、専ら大小銀行の資本參與によつて設立せられ、ために銀行資本の支配の下に置かれてゐる株式會社漁企業組織と其經濟的關係を大に異にしてゐるのである。<sup>9)</sup>

獨乙遠洋汽船漁業に於ける漁船共有組合の内部組織

共有組合設立を發起し、自ら代表船主となる者が、其資力に應じて多數漁船に就きて代表を兼ね得ること、は、前掲表によつて明に看取し得る所である。

上述の如き諸部類の發起人以外に彼等と共同に出資し、漁汽船共有組合を構成する者も亦諸部類に分れる。勿論現時に於ては漁港所在の魚商並びに漁業用品商が主たる地位を占めてゐるが、此外に小額の貯金を醸出する漁船乗組員(船長運轉士等)や、漁港近傍の沿海地方に住み海洋漁業の雰圍氣中に生活して、よく「事情に通じた」小利子生活者等も混つてゐる。斯くて、分散せる小額資金の結合體たる此漁船共有組合の組合員は、單に漁業利益の配當に與らむがために出資せる者と、本來商品取扱業者にして自己の商品賣込について特約關係を結ぶ手段として漁船持分を保有する者との類別せられ、前者は Dividendenreder 後者は Interessensreder と呼ぶ。所謂 Interessensreder は Dividendenreder の資格に於ては何等の利益配當を享け得ざる場合と雖も、なほ且つ漁業經營と永續的な取引上の特約を結ぶ

8) Reinek, a. a. O. S. 174.

9) 獨乙遠洋漁業會社は其金融事情即ち銀行資本との關係より見て大樣次の三者に分れる。  
 (1) 獨乙の最大金融機關の直接參與によつて成立せる漁業株式會社、此種漁業會社の背後には、漁港、魚市場、漁船、漁網製造業等銀行が控えてゐる。獨乙の設立に資本參與する同一若くは同系統の漁業関係の諸企業

ことによつて商業上の特殊利益を収め得るのである。斯の如く漁汽船共有組合にあつては、能動的に組合設立を發起する者は元より、爾餘の共同出資者の中にあつても一般に上述の Interesseneeder が單なる出資者よりも其數及び持分に於て高き地位を占めてゐるのが現状である。

四

上掲の如き諸部類の組合員を有つ此漁汽船共有組合では、資金合成に參與する出資者の數は甚だ多く、従つて各人の出資額の小なるは自明である。加之、獨乙では英國の如く共有船主定數制が規定せられてゐないから、出資者數も持分額も共に各漁汽船を通じて極めて區々である。

註、ウンテルエルベ及びウンテルヴェセル地方では二人乃至百八人の出資者數を有する漁汽船があり、此外一二七、一六九、一七四人の多數共同出資者を算する船もある。ゲーステムニユンデでは大體百乃至二百人を算し、又アルトナでは大抵七十人前後の共有者を有つが、八十、四四、四十、三四人等比較的少數の例もある。概して共同出資者の數が増大する傾向にある。蓋漁汽船建造裝備費が

増大の傾向にあるからである。各出資者の出資額即ち持分の大きさは更に區々を極めてゐる。例之、 $\frac{1}{11}$   $\frac{1}{40}$   $\frac{1}{43}$   $\frac{2}{40}$  等比較的に大なるものから、 $\frac{15}{100}$   $\frac{5}{100}$  乃至  $\frac{1}{100}$  等、小額なものに至つては  $\frac{1}{157}$  や  $\frac{1}{480}$  さへも見受ける。今三十四人の共同出資に成れる共有組合に就いて持分の分布状態を例示せば、<sup>11)</sup>  $\frac{15}{100}$  二人、 $\frac{5}{100}$  一人、 $\frac{4}{100}$  三人、 $\frac{3}{100}$  七人、 $\frac{2}{100}$  十一人、 $\frac{1}{100}$  十人である。大體に於て共同出資者數の大なるに反して各人持分額は小であるが、漁船建造費の多寡にも由る。

共同出資者中前記代表船主が特に多大の持分を保有するは自明であるが、彼の持分が過半を占めるが如きは殆どない。されば、唯持分の分散せる状態からのみ見れば、概して代表船主が支配的地位を擁し他の共有船主を匿れた地位に押しやることはない、と言ひ得るかも知れぬが、持分の大小からのみ彼の地位を論じ、殊に彼の持分が全部の過半に出るや否やを標準として判するが如きは、數字に捉はれた皮相觀に他ならぬ。成程此組合では形式上は各持分出資者は持分に應じた漁企業管理上の議決權を有し、企業の遂行は總會に於

洋漁業に支配的地位を占めるものは此種漁業會社である。(ロ)地方の中小銀行が其設立に資本參與せしめる漁業會社。(ハ)殆ど銀行資本の參與を俟たずして成立せる小資本の漁業會社。

10) "The property in a ship shall be divided into 64 shares."—Merch. Shipping Act, 1894, S. 5 (Z. 1-3).  
11) Goldschmidt, H., „Die Deutsche Seefischerei in der Gegenwart und die

ける多數決に従ふのではあるが、代表船主が他の共有船主を引ずつて行くには必ずしも彼の持分が過半に達するを要しないであらう。

## 五

以上私は獨乙遠洋汽船漁業經營組織の一たる漁汽船共有組合の内部構造を、資本組成様式の關する限りに於て考察し、現に此組織内に於て支配的地位を占める者は魚商を始めとして諸種の商人であることを明かにした。斯くて、此組織は、資本組成様式に就いて見れば多數共同出資者を包容する漁船共有の組織であるがそれと同時にそれは又、漁業と自己の本來の商業とを密接な特殊關係ことに置くよつて諸商品取扱業者が餘の共同出資者の犠牲に於て組合型漁業全體から商業上の特殊利益を汲み取る仕組であることも明かである。惟ふに、漁業の規模が漸次擴大し所要資金額も亦巨額となるや、元來少數漁民家族の範圍に於て組織せられ、人格的要素を著しく含める共有共勞の共同組織も、漸次に其組合員の範圍を擴張し、漁業者の近隣知友等非

獨乙遠洋汽船漁業に於ける漁船共有組合の内部組織

漁業者をも含む組合と成り、近代に於ては漁業經營と密接な關係にある諸種の商人を包擁するに至り、それと同時に共同體自體も今や資本共同體に變質し、組合員間にも經濟上の地位の懸隔が現れ來つたのである。

斯かる發展の過程の内に私は商人の有する商品取引資本が其一部を遊離して漁業資本に轉化する過程を見出し得るのである。生産活動が商人資本に依存する經濟關係を我々は問屋資本制と呼ぶ。漁汽船共有組合組織は現時に於ては、遠洋漁業の經濟的特性と結びついて複雑な紛飾を以て現れた問屋資本制の一特殊變態である、即ち持分出資の方式を通じて商人の資本が漁業的生産に入り込み、依然問屋資本制の色彩を帯びてゐると特徴づけることが出来る。従つて、其の立てる經濟的地盤は、斯かる資本共同體の形態に後續せる株式會社漁業の立てる地盤とは全く異つてゐるのである。されば或論者の如くに、此の組織に於て見らるゝ商人の漁業への投資と、巨大な銀行資本の漁業株式會社並びに漁業と相互に聯絡せる諸多の株式會社企業とへの投

Mittel zu ihrer Hebung.“ Berlin. 1911. S. 51. より摘記。

12) Reinek, a. a. O. S. 178.

13) Goldschmidt, a. a. O. S. 52.

下とを同一視し、兩者を等しく相互に聯絡關係に立てる諸企業の結合する例として「近代的な企業聯合化の傾向」と一樣に説明するが如きは、<sup>14)</sup>漁業經濟の全機構を立體的に明確ならしめ、其の社會經濟關係を究明せんとする目的からは、探る可からざる説明の仕方である、といはねばならぬ。

漁汽船共有組合は、現時獨乙遠洋漁業に支配的な株式會社の組織に歴史的に先行せる資本共同體の組織である。斯かる資本組成の様式は舊に漁業に止まらず、金融、海運、鑛業等現在専ら株式會社の組織を以て營まれてゐる諸經濟部門に於ても、中世末期より近代初期に至る時代即ち未だ株式會社の出現せざりし以前に廣く存した組織にして、<sup>15)</sup>斯かる組織を以てよく合成し得た巨額の資金集積は事業の擴大を實現することを得たのであつた。然るに漁業經濟部門に於ても、其經營に愈々増大する資金を必要とするに至るや、範圍の狭く限られた資金合成の方法を以てしては此必要に應じ難く、一九一一年當時に Goldschmidt が獨乙海洋漁業

に最主要的な組織として擧げた此漁船共有組織も、現在遠洋汽船漁業界に於ては株式會社漁業組織に支配的な地位を讓つてゐるのである。

漁汽船共有組合と漁業株式會社とは資本組成上の諸關係や從つて又廣く經濟上の諸關係を異にしてゐる。

又兩者は、設立後の企業經營の進展と共に設立當初企業出發點に現存せる資本の自己展開の様態をも異にする。茲には唯漁汽船共有組合にあつては、株式會社とは異りて、(イ)固有の基本金を有せず(ロ)株式といふ廣き轉賣融通性を有せる證券と異なる持分によりて資金の合成せらるゝこと(ハ)事業利益の殆全部を共同出資者間に配分し盡し(ニ)修繕費其他の經費にして事業利益中より支出し難きものある時は其都度持分に應じて共同出資者より贖出せしめるといふ主要な特徴を摘記し置くに止め、其等諸點に就いての評論はこれを他の機會に讓ることとする。

我邦にもこれに類似せる漁業組織が現存し、且つ近海・遠洋漁業の發達に伴ひて漸増の傾向にある。例之、静岡縣清水港魚問屋等を中心とせる同縣御前崎漁船、宮城縣鹽釜港魚問

14) Goldschmidt, a. a. O. S. 55; Reinek, a. a. O. S. 175.

15) G. Schmoller, Grundriss der allg. Volkswirtschaftslehre. I. Teil. S. 521 ff. W. Sombart, Der Moderne Kapitalismus. II Bd. IX Kapitel, spez. S. 84 ff. 尙海運業に於ける船舶共有組合組織に關しては、Emil, Fitger, „Die wirtschaftliche und technische Entwicklung der Seeschifffahrt,“ Leipzig, 1902, S. 99-101.



屋等を中心とせる三陸方面機船底曳網漁船の組織等。併し、此等にあつては、乗組漁夫の共同出資が可成り大きな意義を有し且つ漁業經營は直接分益制を採用してゐるが故に、獨乙の漁汽船共有組合の如く勞働力から隔在せる單なる漁業資本共同體とは異なるものである。唯漁船に投下さるべき資金合  
成の様式上の類型から見れば、兩者の間に大差はないのである。

(七・九)

注目すべき教授の論文を中心としてなしたるものである。

Waren-  
hens) S.